

公 告

下記のとおり保税工場の許可が失効したので、関税法第61条の4において準用する同法第47条第2項の規定により公告する。

記

1 被許可者の住所及び名称

東京都港区東新橋一丁目9番2号

保土谷化学工業株式会社

(法人番号 : 2010401070762)

2 保税工場の名称及び所在地

保土谷化学工業株式会社南陽工場

山口県周南市福川南町1番1号

3 許可の失効の原因

許可期間の満了

4 蔵置中の外国貨物の搬出期限

該当なし

5 許可失効年月日

令和8年1月31日

令和8年2月2日

門司税関長 弓削 州司